

# さいたま市水道だより

# 水と生活



ラオス国への技術協力  
30年を振り返る

ラオス国における水道教室の様子

水道に関するお問合せは、水道局電話受付センターまでお願いします

- 引っ越しなどで、新たに水道を使い始めるとき又は水道の使用をやめるとき
- 使用中止の水道を工事などで使いたいとき……使用中止の水道を、リフォームや家の取り壊しなどで一時的にお使いになるとき
- 共同住宅の世帯数異動があったとき…………共同住宅として認定された建物で世帯数が変更となったとき

#### 水道料金の減額について

次に該当する水道使用者（給水契約者）の方は、お申込みにより1か月の水道料金のうち口径13mmの基本料金相当額を減額することができます。なお、給水契約者以外の方は、取扱いが異なります。  
※下水道使用料についても、併せて減額又は免除されます。

- 生活保護法により生活扶助を受給されている方
- 水道を使用する方全員の市民税・県民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当を受給されている方
- 東日本大震災などにより被災された方

**水道局電話受付センター**

さいたま市水道局

<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/index.html>

インターネットでも水道の使用開始・中止の手続きを承っています。

**TEL 048・665・3220 FAX 048・665・5536**

※番号をよくご確認のうえ、お間違えのないようにおかけください。 8時～21時（年中無休）



道路漏水を発見したら（携帯電話からもつながります） **0120・189・240** [24時間365日対応] (通話料無料)